

敦賀市除雪機械購入費補助金交付要綱運用

1 要綱 第1条 (目的) について

- (1) 当該年度の申し込みは、1業者1台とし前年度に交付決定事業者となった者については、第5条の申請書を受け付けない。ただし、予算に達しない場合は、1業者数台の申し込みでも可能とし、前年度に交付決定事業者となった者についても申請することができる。
- (2) 予算以上の申し込みがあった場合は、抽選により交付決定事業者を決定するものとする。ただし、3年連続して交付決定事業者とならない交付申請事業者については、4年目において第5条の申請書が提出され、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、抽選を行わず交付決定事業者とする。

2 要綱 第2条 (定義) について

除雪協力企業とは、機械・オペレーター委託とオペレーター委託のみの場合も対象とする。

3 要綱 第5条 (交付の手続および決定) について

- (1) 申請受付期間は、敦賀市ホームページ「敦賀市除雪機械購入費補助金交付制度」の掲載の期間とする。
- (2) 敦賀市公金を滞納していないことを証する書面とは、次に掲げる書面をいう。
 - ア 市税の滞納がないことを証する最新の納税証明書（完納証明書、会社、代表者）
債権管理課 1通300円
 - イ 上下水道の使用料の滞納がないことを証する上下水道料金収納状況証明書（別記様式1、会社、代表者）
 - ウ 下水道の受益者負担金及び分担金の滞納がないことを証する下水道事業受益者負担金・分担金収納状況証明書（別記様式2、会社、代表者）
- (3) その他市長が必要と認める書類とは、経営状況が確認できる決算書等の提出を求めることができるものとする。

4 要綱 第6条 (申請書の変更) について

- (1) 変更が必要な内容とは、購入機械の車種、価格及び下取車価格の変更等、経

費の配分に変更が生じるときを言うが、第5条の規定による補助額の決定に影響がない場合においても、機種を変更する場合は、変更承認申請書が必要となる。

- (2) 交付決定事業者は、補助金の交付を受けた年度内に、市道の除雪機として登録を行っている除雪機を売却した場合には、下取機械として扱うものとする。
- (3) 交付決定事業者において、交付金が増減額となる購入機械の規格の変更は、認めないものとする。

附 則

この運用は、平成26年 4月 1日から施行する。

この運用は、平成29年 4月 1日から施行する。

この運用は、令和 2年 7月 1日から施行する。